

平成24年6月25日

法務大臣 滝実様

飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める
遺族・関係者全国連絡協議会

冠省

要望書

要望内容：危険運転致死傷罪の適用を逃れるため、現場から逃走する「飲酒・引き逃げ犯」に厳罰が下せるように法を改正してください。

私たち、「飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会」は、飲酒の上でひき逃げをする交通事犯の厳罰化を求めて全国で署名活動を展開してまいりました。平成13年に刑法に新設された**危険運転致死傷罪の適用を逃れるために、酒酔い運転で人身事故を起こした加害者が現場から逃走し、相当量のアルコールが体内から抜けてから逮捕された場合に、結果的に自動車運転過失致死傷罪と道路交通法違反しか適用されず、逃げたほうが、刑が軽くなっている**事態が近年目立っており、その悪影響が出てきています。

平成18年8月25日に福岡市で市職員(当時)が惹き起こした飲酒ひき逃げ3児死亡事件の福岡地方裁判所の裁判でもまさに私たちが憂慮していたとおり、「逃げ得」がまかりとおることを世間に知らしめてしまうような判決が言い渡されました。一家五人の乗ったRV車を車ごと海に転落させながらも現場から逃走し、大量の水をがぶ飲みしてアルコール検知の数値を誤魔化した被告人に対して、福岡地裁の裁判官が平成19年の1月に下した判決は、業務上過失致死傷罪(当事)と道路交通法違反(救護義務違反)を併合した上限の懲役7年6月でした。元市職員が現場から逃走せずに直ちに飲酒検知を受けていたのなら顕著な酩酊状態が立証され、懲役20年が最高刑の危険運転致死傷罪がすんなりと適用されていたかもしれません。

この事件についてはその後、控訴審で危険運転であったことを認める逆転判決が言い渡され、平成23年に最高裁でも高裁の判断を支持する懲役20年の判決が確定しています。しかしながら、これほど社会的にも注目を浴びた事件の第一審で危険運転が認められなかったことの波紋が各地に及び、危険運転致死傷罪での送検あるいは起訴に対して極めて慎重になっている警察・検察の姿勢が顕著になってしまいました。大量の酒を飲んでいただけであるのにも関わらず、危険運転致死傷罪での起訴を逃れ、懲役3年と言った極めて軽い刑を言い渡されている飲酒ひき逃げ事件が発生しています。本要望書に添付した資料1には、当会の会員家族に行った緊急のアンケート調査の結果の一部です。各地で飲酒ひき逃げ事件の被害者遺族が、警察・検察にどのような言葉で「危険運転致死傷罪の適用は難しい」と言われたか、現場の実態の一端に過ぎませんが、ぜひ大臣及び法務省の皆様にご覧いただき、今後の法改正を検討していただくのにあたって参考にさせていただければと思います。

「逃げ得」を無くす方策は、危険運転致死傷罪が刑法で規定されているからこそ法務省が中心となって検討していただきたいと、私たちは要望してまいりました。具体的には、

- ・危険運転致死傷罪の構成要件の見直し
- ・自動車運転過失致死傷罪の法定刑の見直し
- ・飲酒・ひき逃げ事犯に適用される新しい法律の制定

など、あるいは、上記見直しの組み合わせなども逃げ得の解消を図る方策として考えうるかと思えます。

これまですでに 52 万 5 千余名分の署名を 7 回に分けて歴代の法務大臣に提出しております。各地の街頭で署名を集める過程で、子どもでも、「なぜ、お酒を飲んで事故を起こして救急車も呼ばずに逃げた人のほうが、刑が軽くなるの？」と率直な疑問を口にしています。このままでは、危険運転致死傷罪に期待される抑止力が働かなくなってしまうのみならず、救急車を呼んでくれていたら助かったかもしれない被害者が見殺しにされ、自己保身のため逃走する不屈きな悪質ドライバーが益々増えてしまうこととなります。

これ以上、飲酒・ひき逃げ事犯による新たな犠牲者が生まれないよう、どうか法務大臣をはじめ法務省内で私たち遺族が体験し、提起している問題については是非ご検討いただきたく、全国から寄せられた賛同者の署名簿を添えて要望する次第です。

草々

共同代表 佐藤悦子（飲酒ひき逃げ被害者遺族）
同 高石弘・洋子（飲酒ひき逃げ被害者遺族）
幹事（連絡先） 井上保孝・郁美（東名高速 2 児焼死被害者遺族）
〒262-0019 千葉市花見川区朝日ヶ丘 4 - 1 2 - 1 - 1 - 3 1 0
Tel 090 - 7900 - 9567、Mail: kanachikanori@cnc.jp

参考資料 1: 「飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会」会員家族に対して行った、『危険運転致死傷罪の適用に関するアンケート調査』結果(第一弾)

参考資料 2: 「飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会」会員関連の飲酒事故・「逃げ得」事例(新聞記事より)

参考資料 3: 平成 19 年の刑法及び道路交通法改正をもってしても、なぜ「逃げ得」が解消されないか？

参考資料 4: 「飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会」について

参考資料 5: 滝 実 法務大臣 面談者・待機者リスト

飲酒・ひき逃げ放置できますか？

危険運転致死傷罪の適用を逃れるために、
飲酒運転で人身事故を起こし、現場から逃走！！
いわゆる「飲酒・ひき逃げ」が急増しています。
飲酒運転の事実を隠して厳罰を免れるために、
助かる人を見殺しにする悪質極まりない行為です。



署名にご協力お願いします

法改正を要望します!!

現在署名数525、826人

私たち遺族は支援者とともに、法務省に対し「飲酒・ひき逃げ」に対して危険運転致死傷罪と同等あるいはそれ以上の厳罰を科すことのできるよう法改正を要望しています。

現行法では、酒酔い運転で人身事故を起こしたら、危険運転致死傷罪(2001.12.25施行)が適用されます。
この**最高刑は懲役20年**です。
一方、事故を起こしても現場から逃走してアルコールが体内から抜けた後に自首したら危険運転致死傷罪の適用が困難となり、自動車運転過失致死傷罪と道路交通法(救護義務)違反に留まる場合が多く、その**最高刑は懲役15年**です。

このような法律の抜け道があると、「危険運転致死傷罪」が本来持つ、悪質・危険な運転を抑止する力が損なわれてしまいます。
『逃げても得にならない』ことを明確にするための法的な手立てが必要であることを、法務大臣に直接お会いし、署名簿を添えて要望します。どうか署名にご協力ください。

連絡先・署名用紙請求・送り先

■連絡先:「飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会」

幹事 井上保孝・井上郁美 TEL&FAX 043-276-4162

〒262-0019千葉市花見川区朝日ヶ丘4-12-1-1-310 E-MAIL kanachikanori@cnc.jp

■署名用紙請求・送り先:

〒873-0412 大分県国東市武蔵町古市306 佐藤啓治・悦子 行き

TEL 0978-68-0235 FAX 0978-68-0417 E-MAIL tsukasa-chi-takamiti@jeans.ocn.ne.jp

<http://takamichi.moo.jp/>

〒069-0821 北海道江別市東野幌町32-8 高石弘・洋子 行き TEL&FAX 011-383-2616

【参考資料1】

「飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会」会員家族に対して行った、『危険運転致死傷罪の適用に関するアンケート調査』結果

危険運転致死傷罪の適用に関する被害者遺族へのアンケート調査結果【概要】

2012年6月25日
「飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会」

あ	亡くなられた方のお名前	読み仮名	年齢	職業	他の死傷者	事故の発生日	発生地	確定判決の裁判所	罪名	判決	求刑	酒量、飲酒時間、アルコール濃度検査
A	危険運転致死傷罪が適用されなかった事件											
A-1	佐藤 隆陸	さとう たかみち	24	会社員		2003/11/16	鹿児島県奄美市名瀬	鹿児島地裁名瀬支部	業務上過失致死傷罪、道交法違反(酒気帯び、救護義務違反)	懲役3年	(懲役4年)	ビール5.4リットル、焼酎水割り6杯、ワイン少量、事故の8分前まで約6時間飲酒、0.22mg/l(事故の5時間後)
A-2	高石 拓那	たかいし たくな	16	高校生		2003/2/12	北海道江別市高砂町	札幌地裁	業務上過失致死傷罪、道交法違反(救護義務違反)	懲役2年10月	(懲役4年)	生ビール2杯、カクテル1杯(自供のみ)、事故の約30分前まで約5時間、飲酒検知できず
A-3	祝部 悟	ほうり さとる	25	団体職員		2002/4/25	神奈川県平塚市	東京高裁	業務上過失致死傷罪、道交法違反(救護義務違反、免許不携帯)、窃盗罪	懲役6年	(懲役9年)	焼酎水割り5杯(自供のみ)、約2時間前まで約2時間、4日後に身柄確保のため飲酒検知できず
A-4	松原 和明	まつばら かずあき	31	会社員		2004/11/2	福岡県福岡市西区	福岡高裁	業務上過失致死傷罪、道交法違反(救護義務違反)	懲役2年8月	(懲役4年)	ビール2〜3本、焼酎5〜6杯、事故の約30分前まで約1.5時間、0.2mg/l
A-5	佐藤 光則 佐藤 由美子 佐藤 エリナ	さとう みつり さとう ゆみこ さとう えりな	43 46 16	設計士 パート 高校生	他1名負傷	2008/11/3	埼玉県川口市戸塚東	さいたま地裁	自動車運転過失傷害罪(一件目の事故について)、道路交通法違反(交通事故不報告)、自動車過失致死罪(佐藤さんの事故について)、窃盗罪	懲役10年	(懲役11年)	濃いめの焼酎3杯他、焼酎3〜4杯、事故の40分前まで約4時間、血中2.2mg/ml
A-6	佐藤 利昭	さとう としあき	64	自営業		2006/1/4	千葉県浦安市堀江	千葉地裁	業務上過失致死罪、道路交通法違反(救護義務違反)	懲役3年	(懲役4年6月)	生ビール4〜5杯、焼酎750ml2本、直前まで昼から夕方にかけて、0.52mg/l
A-7	瀧上 静子	たきがみ しずこ	79	主婦、鉄工所手伝い		2011/3/12	石川県小松市今江町	金沢地裁小松支部	自動車運転過失致死罪、道路交通法違反(報告義務違反)	懲役3年、 執行猶予5年	(懲役4年)	1軒目でビール、焼酎、シャンパン、2軒目でビール、3軒目でカクテル、約1時間前まで約8時間、0.11mg/l(事故の7時間後)
A-8	村上 治史	むらかみ はるふみ	58	会社員	他1名負傷	2011/11/28	愛知県豊田市	名古屋地裁	自動車運転過失致死罪、道路交通法違反(酒気帯び運転)	懲役5年	(懲役7年)	350ml缶ビール約8本を6時間、事故の約3時間前まで、0.4mg/ml
A-9	安井 誉人	やすい たかひと	37	公務員		2011/12/29	愛知県豊橋市飯村南町	名古屋地裁豊橋支部	自動車運転過失致死罪、道交法違反(救護義務違反)	懲役4年	(懲役5年)	韓国焼酎鏡月(750ml)一本ぐらいを4時間で、事故の約3-4時間前まで、0.15mg/ml、重ね飲み
B	危険運転致死傷罪が適用された事件											
B-1	岩田 浩一	いわた こういち	48	タクシー運転手	他2名死亡	2007/6/23	兵庫県尼崎市南塚口町、ほか	神戸地裁尼崎支部	危険運転致死傷罪(2件)	懲役23年	(懲役30年)	缶ビール5〜7本、焼酎3〜4本、親族宅でも飲む、0.75mg/ml
B-2	中島 輝雄	なかじま てるお	68	タクシー運転手	他3名死亡、 2名負傷	2006/2/25	愛知県春日井市味美白山町	最高裁	危険運転致死傷罪(飲酒運転ではなく、赤信号殊更無視で)、道路交通法違反(詳細不明)	懲役18年	(懲役20年)	飲酒検知拒否(その後の調べて焼酎、ビール、日本酒)、0.15mg/ml以上としか記録が無い
B-3	宇佐美 和史	うさみ かずふみ	39	会社員	他1名負傷	2005/10/1	栃木県足利市	宇都宮地裁栃木支部	危険運転致死傷罪	懲役5年6月	(懲役6年)	ビールジョッキ7〜8杯、焼酎ロック4〜5杯
B-4	小沢 義政 小沢 雅江	おざわ よしまさ おざわ まさえ	56 56	自営業 パート	他6名負傷	2008/2/17	埼玉県熊谷市佐古田	東京高裁	危険運転致死傷罪	懲役16年	(懲役20年)	ビールグラス1杯、焼酎のウーロン茶割り8杯、約5時間、血中2.2mg/ml
B-5	岩寄 元紀	いわさき げんき	19	専門学校生		2002/1/23	東京都多摩市中沢	東京高裁	危険運転致死傷罪、道路交通法違反(救護義務違反)	懲役8年	(懲役10年)	事故の10分前まで5時間飲酒、0.75mg/l、重ね飲み
B-6	正林 幸絵	まさばやし さちえ	19	大学生	ほか1名死亡	2001/12/29	埼玉県坂戸市三光町	さいたま地裁	危険運転致死傷罪、道路交通法違反(救護義務違反、報告義務違反)	懲役7年	(懲役8年)	ビール中瓶4本、大瓶1本、焼酎水割り・ボトル1本
B-7	川津 裕太郎	かわつ ゆうたろう	19	大学生		2006/9/16	福岡県福岡市城南区	福岡地裁	危険運転致死傷罪(制御困難な速度超過)	懲役3年	(懲役5年)	(飲酒無し)
B-8	三浦 伊織	みうら いおり	16	高校生		2011/5/2	広島県広島市安佐南区	広島地裁	危険運転致死傷罪	懲役10年	(懲役12年)	ビール750mlから1l、焼酎水割り6〜8杯、ロック1〜2杯、約3時間、事故の30分前まで、0.7mg/l
B-9	生田 敦弘 生田 汰成	いくた あつひろ いくた たいせい	12 8	小学生 小学生		2011/12/10	兵庫県加西市上野町	神戸地裁(予定)	危険運転致死罪			缶ビール、ワイン1本、焼酎のお湯割り、0.4mg/l
C	危険運転致死傷罪が施行される以前の事件											
C-1	井上 奏子 井上 周子	いのうえ かなこ いのうえ ちかこ	3 1	園児 園児	ほか5名負傷	1999/11/28	東京都世田谷区東名高速道路上り車線	東京高裁	業務上過失致死傷罪、道路交通法違反(酒酔い運転)	懲役4年	(懲役5年)	缶入り焼酎飲料250ml、ウイスキー280ml
C-2	和氣 由香	わき ゆか	19	介護士		2000/7/31	栃木県さくら市蒲須坂国道4号	宇都宮地裁	業務上過失致死罪、道交法違反(酒酔い運転)	懲役3年6月	(懲役3年6月)	ビール大瓶4本(約2.5リットル)、約30分前まで3時間、0.3mg/l
C-3	秦野 真弓	はたの まゆみ	24	会社員		1995/4/22	東京都町田市野津田町	東京地裁八王子支部	道路交通法違反(救護義務違反) *業務上過失致死罪は不起訴	懲役8月	(懲役8月)	缶ビール5杯、焼酎ウーロン割り4杯、約6時間前まで約3〜4時間
C-4	江角 真里子	えずみ まりこ	20	大学生	ほか2名死亡、 1名負傷	1999/12/26	鳥取県	鳥取地裁	業務上過失致死傷罪、道路交通法違反(酒気帯び運転)	懲役3年	(懲役4年)	350ml缶ビール1本、瓶ビール1本、日本酒3合、約1時間前まで約4〜5時間、血中1.14mg/ml
D	危険運転致死傷ほう助罪が適用された事件											
D-1	小沢 義政 小沢 雅江	おざわ よしまさ おざわ まさえ	56 56	自営業 パート	他6名負傷	2008/2/17	埼玉県熊谷市佐古田	最高裁(予定、上告中)	危険運転致死傷ほう助罪	懲役2年	(懲役8年)	

回答番号	亡くなられた方のお名前	事件のポイント	酒量、飲酒時間、アルコール濃度検査	警察・検察どのような理由で危険運転致死傷罪が適用できないと言われたか	確定判決の裁判所	罪名	判決
A 危険運転致死傷罪が適用されなかった事件							
A-1	佐藤 隆陸	被害者をはねた後、いったん車を止め被害者に声をかけるが、『今捕まると飲酒運転がばれてしまう。酔いが醒めてから出頭しよう』と考えて逃走。 事故から5時間後の飲酒検知結果は、酒気帯び運転の基準値を少し上回る数値となった。 19歳でありながら免許を取って1年余りで12回の違反歴あり。	ビール5.4リットル、焼酎水割り6杯、ワイン少量、事故の8分前まで約6時間飲酒、0.22mg/l(事故の5時間後)	『事故を起こすまで、信号無視や車をぶつけるなど全くなく運転ができていた。事故を起こした後も狭い道をぶつけることなく4km離れた神社まで車の運転ができていた』 『一合の酒で酔う人もいれば、一升の酒を飲んでも平気な人がいるので、お酒の量で危険な運転かどうかは決められない』 さらに、 『私が出した求刑にこれ迄文句を言われたことは一度もない』 『逃げ得というなら署名活動でもして法律を変えなさい』	鹿児島地裁名瀬支部	業務上過失致死傷罪、道交法違反(酒気帯び、救護義務違反)	懲役3年
A-2	高石 拓那	被害者をはねた後に車をUターンさせて同乗者と共に逃走。 飲酒の事実を加害者本人が認めているながらも、飲酒検知ができなかったために、「酒気帯び運転」に問われず、加害者本人の「わき見運転」の供述が裁判では採用される。	生ビール2杯、カクテル1杯(自供のみ)、事故の約30分前まで約5時間、飲酒検知できず	『長い間逃げていたので、アルコール検知がされていないため、飲酒運転は認められない』 『飲んでいくことを示すシートも証拠としては認められない』	札幌地裁	業務上過失致死傷罪、道交法違反(救護義務違反)	懲役2年10月
A-3	祝部 悟	飲酒の事実を加害者本人も認めているが、事故の4日後に身柄を確保されているために「酒気帯び運転」に問われず、覚せい剤所持で執行猶予期間中の犯行。窃盗罪との併合で懲役6年。(求刑懲役9年)	焼酎水割り5杯(自供のみ)、約2時間前まで約2時間、4日後に身柄確保のため飲酒検知できず	『80キロというスピードは生活道路では危険だが、深夜の国道1号線では時速何キロなら危険なのか言えない』 『店員はかなり酔っている様に見えると言っているが、どういふをして帰ったかは見ていない』 『車を捨てに行くまでに事故を起こしていないので、正常な運転ができなかったとは言えない』 『危険運転致死傷罪で起訴をして裁判で罪状が認められないと無罪になるので、いくつか近い要因はあっても一か八かでは起訴できない』	東京高裁	業務上過失致死傷罪、道交法違反(救護義務違反、免許不携帯)、窃盗罪	懲役6年
A-4	松原 和明	片側三車線の交差点を通過直前に右折し対向車線の左側を走行していた自動二輪の被害者を撥ねる。警察・救急への通報をせずに離れたところで携帯電話で通話。飲酒運転がばれないようにハンカチを口に当ててたずんでいた。 「蛇行運転をしていた」という後続車の目撃証言は採用されず。加害者の事故当時の速度(交差点内)の調査もされなかった。	ビール2～3本、焼酎5～6杯、事故の約30分前まで約1.5時間、0.2mg/l	『酒酔い運転、信号無視、ひき逃げ、スピード違反の4項目すべてが該当しなければならない。よって今回の事故は飲酒運転とひき逃げだけだから危険運転致死傷罪は当てはまらない』	福岡高裁	業務上過失致死傷罪、道交法違反(救護義務違反)	懲役2年8月
A-5	佐藤 光則 佐藤 由美子 佐藤 コリナ	追突事故(第1事故)を起こし、その被害者に途中まで追跡され、1.5キロにわたり住宅街の狭い見通しの悪い道を逃走。6箇所の一字停止、一箇所の三叉路を減速することなくクラクションを鳴らしながら走行し、ノーブレーキで被害車両に衝突。 後刻、加害者の血中から高い濃度(2.2mg/ml)のアルコールが検知される。 加害者(既婚女性)は、事故の前から交際の男性と昼食を共にしながら飲酒、自らの運転する車で帰宅するのを平日に繰り返していた。 事故とは全く関係の無い別の日の窃盗罪(ガソリンスタンドで他人のおつりを持ち帰った罪)との併合で懲役10年が確定。	濃いめの焼酎3杯他、焼酎3～4杯、事故の40分前まで約4時間、血中2.2mg/ml	『走行していた道路状況について、カーブでなかったから危険運転致死傷罪は適用できない』 『逃走中クラクションを鳴らしていたということは、歩行者を意識できていたから適用できない』 『六つの一時停止を無視したが、赤信号ではなかったから適用できない』 『スピードも制御速度の倍以上出ているが、60～80キロでは進行を制御することが困難な高速度ではない』	さいたま地裁	自動車運転過失傷害罪(一件目の事故について)、道路交通法違反(交通事故不報告)、自動車過失致死罪(佐藤さんの事故について)、窃盗罪	懲役10年
A-6	佐藤 利昭	加害者は昼間から居酒屋、中華屋、後輩の家で飲み続け、その移動の間も車を運転。さらに同乗者とともに風俗店に行こうとした途中で、見通しの悪い直線道路の横断歩道上で青信号を歩行中の被害者をはねたまま救護せずに逃走。コンビニで飲み物を買って飲んで1時間後に出頭。「わき見運転」とされる。	生ビール4～5杯、焼酎750ml2本、直前まで昼から夕方にかけて、0.52mg/l	『逮捕時、明らかに酒気帯び運転であることは確認できたが、走行は正常であった』	千葉地裁	業務上過失致死罪、道路交通法違反(救護義務違反)	懲役3年
A-7	瀧上 静子	スナック勤めの加害者が2軒目の客をホテルに送った後に車を運転。被害者を撥ねてフロントガラスに40cm四方のヒビが入ったままの状態から逃走。自宅まで500mlのビールを重ね飲みして昼前近くまで寝てから出頭。「酒気帯び運転」にも「救護義務違反」にも問われず、自動車運転過失致死罪のみ。事故の原因は居眠り運転とされ、執行猶予の付いた懲役4年の判決が確定。	1軒目でビール、焼酎、シャンパン、2軒目でビール、3軒目でカクテル、約1時間前まで約8時間、0.11mg/l(事故の7時間後)	『飲酒は本人が覚えていないと言いつけており、一緒に飲んだホステス、お客の記憶もあいまいだから飲酒運転は付けられない』 『事故当時の時速は30キロで、居眠り運転であり、危険運転には問えない』 『ひき逃げは車両が停止していないので気づかなかったと考えるのが判例のため該当しない』 『出頭しているのが情状酌量される』 (控訴を要望した際にはさらに、下記) 『裁判に被害者家族は関係ない』 『加害者の弁護士には以前無罪にされたことが有り、勝てない』 『加害者がうそを言っていることは分かっているが、力不足で立証できない』 『判例どおりで問題ない』	金沢地裁小松支部	自動車運転過失致死罪、道路交通法違反(報告義務違反)	懲役3年、執行猶予5年
A-8	村上 治史	高速道路の最後尾で、渋滞のためハザードを出し停車中の被害車両に、飲酒運転でわき見をしていたトラックが時速80キロのままノーブレーキで追突。被害車両は、前方の大型トレーラーとの間に挟まれ大破。 「深夜の高速道路では目撃者探しは不可能」と説明される。	350ml缶ビール約8本を6時間、事故の約3時間前まで、0.4mg/ml	(警察による説明) 『3つの判断基準があり、(歩行検査・会話検査・直立検査)の1つでもクリアをすると危険運転にならない』 『酒の影響には個人差があり、酒を飲んでいるからと言って、すべてが危険運転になるわけではない』 『事故を起こすまでは事故を起こさず、正常に運転していた。たとえば高速道路の入り口でETC専用の入り口を選んで』 『目撃者もおらず、深夜と高速道路という事で目撃者探しは難しい。目撃者探しは一度もしていない。目撃者を探せる可能性はゼロに近いので不可能』 『事故を起こした後、加害者が後続車にライトで誘導を行っていた。この行動が裁判では正常に判断できる状態だったと判断されてしまう。またそのような行動が起こせたこと自体が泥酔していなかった証拠になる』 『今回の事件のわき見の時間が危険なものであるとはいえない』	名古屋地裁	自動車運転過失致死罪、道路交通法違反(酒気帯び運転)	懲役5年
A-9	安井 誉人	午前10時半、住宅街で散歩中の被害者を背後から追突。飲酒による居眠り運転。現場から逃走し、自宅ですらに飲酒してから出頭。事故から3時間後のアルコール検知では0.15mg/lとなり、「酒気帯び運転」に問われず。	韓国焼酎鏡月(750ml)一本ぐらいいを4時間で、事故の約3～4時間前まで、0.15mg/ml、重ね飲み	『飲酒については酒気帯び(運転)の起訴もできない事件であり、執行猶予がつく可能性もある』 『加害者が逃げ帰った自宅ですらに飲酒をしていること、事故前の証言などから、事故当時の飲酒量について計算すると幅が広く、最低値で0.07mg/lという数値が出てくるので起訴は難しい』 『しかし酒気帯びで起訴をした程度の求刑はする』	名古屋地裁豊橋支部	自動車運転過失致死罪、道交法違反(救護義務違反)	懲役4年

【参考資料3】

平成19年の刑法及び道路交通法改正をもってしても、
なぜ「逃げ得」が解消されないか？

2007年の刑法・道交法改正で、 「逃げ得」は解消されたか？

現行犯で逮捕された場合

懲役20年

危険運転致死罪

逃げて、酒の影響により正常な運転が困難であった
ことが立証されなかった場合

懲役15年(併合罪の上限)

自動車運転過失
致死傷罪【新設】

+

道路交通法違反
(救護義務違反)
【改正後】

(懲役7年) + (懲役10年) | 5年

まだ抜け穴は
ふさがらない！